



序章 はじめに



序章 はじめに

序-1 都市計画マスタープラン改定の基本的な考え方

序-1-1. 改定の目的

市では、平成 18 年 9 月に策定した「鹿角市都市計画マスタープラン」に基づき、これまで様々な都市計画事業やまちづくり事業を展開してきました。

一方、人口減少が全国的に大きな課題となっている中、本市においても少子高齢化や人口減少に伴う多くの課題に直面しています。また、関連法制度の見直し、社会経済のグローバル化、IT 関連の目覚ましい発展、気候変動や災害への対応強化など、社会情勢は大きく変化しています。

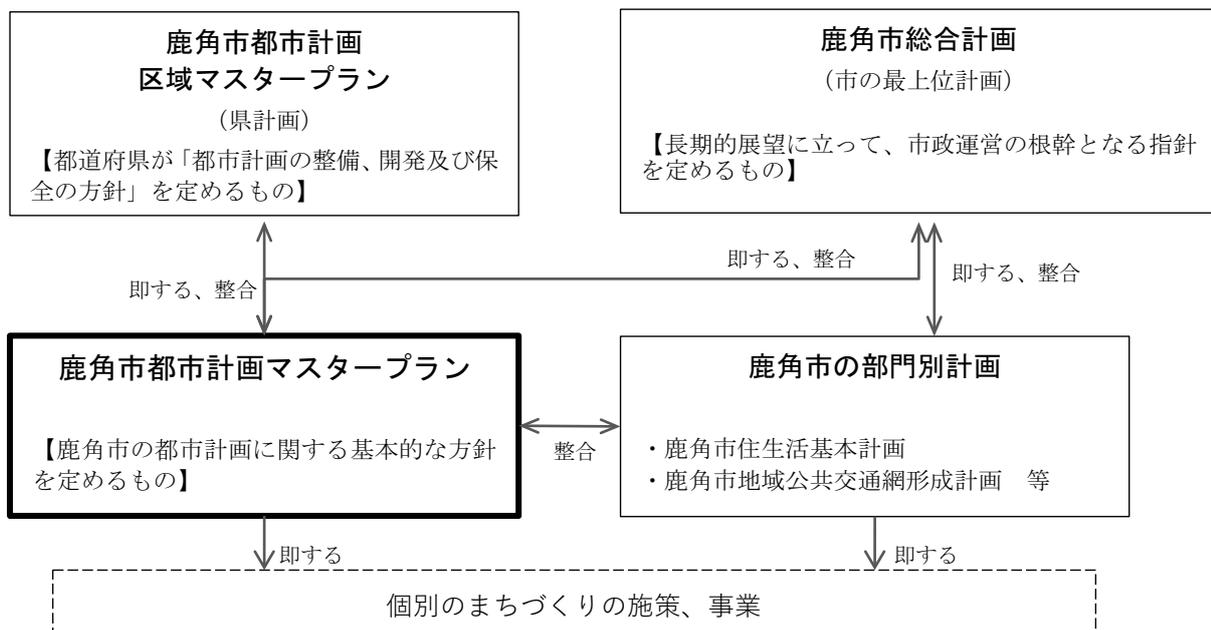
これらの変化に的確に対応し、将来に渡り持続可能な鹿角市を構築していくための新たな視点を含めた都市計画が求められていることを受け、このたび、「鹿角市都市計画マスタープラン（改定版）」として見直し策定しました。

序-1-2. 計画の位置づけと役割

正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2 に規定）といい、市町村が定めるものです。

計画では概ね 20 年後のライフスタイルの変化や社会・経済の進展に対応した都市の基本理念を描き、実現するための都市計画の基本的な方針を定めます。

鹿角市都市計画マスタープランと上位・関連計画との関連は以下のようになります。



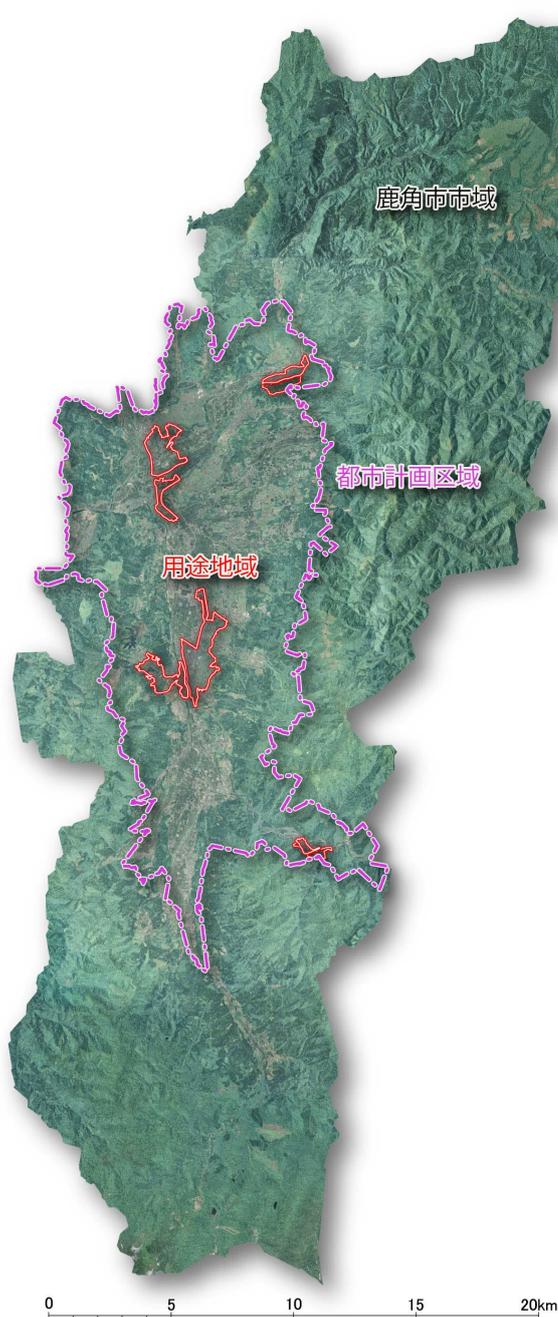
序-1-3. 計画期間

概ね 20 年程度を計画期間とすることが妥当と言われていること、目指すべき都市像や都市構造を実現するためには長期的な視点に立った施策を継続的に推進する必要があることから、本計画期間を 2020 年度（令和 2 年度）から 2040 年度（令和 22 年度）の概ね 20 年とします。

なお、計画策定後の社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うものとします。

序-1-4. 計画の対象範囲

原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、都市計画マスタープランが総合的な都市づくりの方針とされる場合が多いこと、都市は農村なども含めて一体的に捉えるほうが自然であることなどから、前計画にならい、改定版においても鹿角市全体を対象とします。



序－2 都市計画マスタープランの構成

序章 はじめに

第1章 鹿角市の現況と課題

第2章 まちづくりの目標

基本理念、基本目標

方向性

将来都市構造

第3章 まちづくりの方針 ～全体構想～

土地利用の方針

都市施設の方針

防災・減災の方針

都市環境形成の方針

第4章 まちづくりの方針 ～地区別構想～

北部地区

中央部地区

南部地区

第5章 まちづくりの実現に向けて

推進方針

計画の見直しと進行管理

第6章 参考資料

策定体制

策定経緯

アンケート結果概要